

一宮市長賞の交付に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体が主催する競技会等行事（以下「行事」という。）の成績優秀者等に一宮市長賞（以下「市長賞」という。）を交付する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市長賞の交付は、行事の意義を高らしめ、市民の教育文化、体育その他の市民福祉及び産業技術の向上を奨励助長することを目的とする。

(対象)

第3条 市長賞は、次に掲げるものに交付する。

- (1) 公共団体等が主催又は後援する次に掲げる行事において、優秀な成績を収めたもの
 - ア 文化団体、体育関係団体等が当該事業の振興を図るために主催する行事
 - イ 協同組合等の商工団体が産業技術の振興を図るために主催する行事
 - ウ その他市民の福祉向上に寄与があると認められる行事
- (2) 市内の公共団体又は協同組合等が設立運営している教育機関を優秀な成績で卒業（修了）する者又は卒業（修了）した者
- (3) 大規模な企業が従業員の福利厚生及び教育水準向上に寄与するため設立運営している学校等を優秀な成績で卒業（修了）する者又は卒業（修了）した者
- (4) 協同組合等の加入企業に永年勤続（10年以上）し、かつ、他の模範となるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長賞の交付を行わないものとする。

- (1) 営利又は商業宣伝を主たる目的とするもの
- (2) 当該団体の活動内容と性格・目的が異なるもの

- (3) 政治的・宗教的中立を侵すもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (5) 私的団体の性格が強いもの又は私的活動で社会性の乏しいもの
 - (6) 行事の実施計画等が完全でなく、実施の確実性が疑わしいもの
 - (7) 市の名誉を毀損又は信用を失墜するおそれのあるもの
 - (8) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められるもの
 - (9) 前各号に掲げる事業のほか、交付することが不相当と認められるもの
- （申請）

第4条 前条の規定により市長賞の交付を受けようとする者は、市長賞交付申請書（様式1）に必要な書類等を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定により申請した行事の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長へ報告し、承認を得なければならない。

（交付の内容）

第5条 市長賞は、市長名で賞状を交付することとし、市長が必要と認めたときは、副賞として、楯等を交付することができる。

- 2 一つの大会等において年令別、階級別その他区分がある場合は、その区分に応じてそれぞれ交付することができる。

- 3 賞品の交付については、競技会等の規模及び他との公平性を考慮し決定するものとする。

（交付の制限）

第6条 市長賞の交付は、一会計年度における同一主催者に対して年2回までとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときはこの限りではない。

（交付の承認）

第7条 市長は第4条の申請を承認したときは、市長賞を交付する。

(交付の取消し、賞品の返還等)

第8条 市長は、交付の承認後であっても次に掲げるもののいずれかに該当すると認められた場合は、その承認を取り消し、賞品を返還させるとともに、次回以降申請を受理しないことができる。

- (1) 当該事業が第3条第2項各号に掲げる事由に該当するに至ったと認められる場合
- (2) 申請の内容に虚偽が認められた場合
- (3) 当該事業の運営に際し、不適切な行為が認められた場合
- (4) 当該事業が中止となった場合

(受賞の報告)

第9条 市長賞の交付を受けた者は、大会等の終了後速やかに市長賞交付事業実施報告書(様式2)に必要な書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。